

<入院時食事療養（I）施設基準による主な取組>

- ・食事の適時適温の提供。
- ・午後6時以降の夕食の配膳。
- ・医師の指導の下、患者様の病状等による適切な特別食の提供。
- ・医師の指示の下、医療の一環としての患者様への十分な栄養指導。
- ・医師、又は管理栄養士による毎日の検食。

<食事療養費について>

入院患者（被保険者・被扶養者等）の食事代（食事療養費）は、厚生労働大臣が定める基準によって算定された食事代から、患者の一部負担分を差し引いた額（※標準負担額）が給付されるとという、食事代の助成を受けることができます。

※標準負担額とは、所得区分によって決められた入院食に対して支払う患者の一部負担金。

| 区分 | | 食事療養標準負担額 (平成30年4月1日現在) |
|---------|-----------------|----------------------------|
| 一般の被保険者 | | 1食につき460円（1日3食 1,380円） |
| 低所得者Ⅱ | 過去1年の入院日数が90日以下 | 1食につき210円（1日3食 630円） |
| | 過去1年の入院日数が90日超 | 1食につき160円（1日3食 480円） |
| 低所得者Ⅰ | | 1食につき100円（1日3食 300円） |

「限度額適用認定証／標準負担額減額認定証」を窓口にお持ちの際に、食事負担額が減額になる場合がございます。詳しくはご加入の保険者へご確認ください。